

## 神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）については、一部の規定が平成 30 年 9 月 25 日に、その他の規定が令和元年 6 月 25 日に施行された。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 30 号）や関連する告示についても、同日付けで施行されたところ。

これらの改正等を受けて、神奈川県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）について必要な改正を行うこととした。

### 2 改正の内容

神奈川県建築基準条例第 20 条及び細則第 12 条の 3 で引用していた建築基準法施行令の規定が廃止され、その内容がそれぞれ告示に移行されたことから、同条例及び細則の規定が従前と同様の内容となるよう改正を行うこととした。

### 3 施行日

公布の日から施行する。